

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年7月1日～2027年6月30日までの5年間

2. 目標

- ① 管理職（課長級以上）の女性労働者を、現在0人のところ1人以上にします。
- ② 男女ともに育児休業の取得実績がないため、女性1名と男性1名の取得を目指します。

3. 対策

① 2022年7月1日～

経営者や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換を実施し、キャリア意識を構築するとともに、  
昇進・昇格の評価基準や運用等の見直しを行います。

② 2022年4月1日～

育児休業に関する規定の整備、職員の育児休業中における制度の周知や情報提供を行い、会社はいつでも相談に応じ  
ることができるように配慮します。

**2022年7月1日**

**昌和商事株式会社**